

医政発 1024 第 4 号
令和 5 年 10 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令」の公布
について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 132 号）については、別添のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号。以下「規則」という。）第 19 条により、准看護師試験に関して、試験を施行する場所、期日等の事項をあらかじめ都道府県の公報で告示しなければならない旨定められている。
- 各都道府県における准看護師試験の実施に関する告示については、昨今のインターネット等の普及により、公報以外にもインターネット等に掲載することが増加してきている。こうした状況の中で、各都道府県においては、公報への掲載及びインターネット等への掲載について、事務の二重負担が生じているところである。
- 以上のことから、准看護師試験の実施に関する告示に係る都道府県における事務負担を軽減するため、規則第 19 条について、所要の改正を行う。

第2 改正の内容

○ 規則第19条について、下記のように改正する。

改正前	改正後
(准看護師試験の <u>告示</u>) 第十九条 准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ <u>都道府県の公報で告示</u> しなければならない。	(准看護師試験の <u>公示</u>) 第十九条 准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、 <u>都道府県知事が公示</u> する。

○ なお、インターネットへの掲載等の都道府県の公報以外の手段のみによって准看護師試験の公示を行う場合にあっては、過去の准看護師試験に関する公示事項を適切に保存し、必要に応じて受験者等が閲覧できるよう配慮すること。

第3 施行期日

○ 施行期日：令和6年4月1日

以上

○厚生労働省令第百三十二号
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和五年十月二十四日
保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令
厚生労働大臣 武見 敬三
保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
（准看護師試験の公示） 第十九条 准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ、都道府県知事が公示する。	（准看護師試験の告示） 第十九条 准看護師試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならない。

附 則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。